

千葉県医師修学資金貸付制度 (ふるさと医師支援コース) について

I. 制度概要

対象者	千葉県外の大学医学部に在籍している「千葉県出身(※)の方」で、将来県内の医療機関に医師として従事する意思を有する方 (※) 千葉県出身とは、以下の①～④のいずれかに該当する場合があります。 ①千葉県内に住所を有する方 ②大学に入学するために住所の変更をした方で、当該変更前の1年間県内に住所を有していた方 ③県内の高等学校等を卒業した方 ④県内に二親等以内の親族が住所を有している方
対象学年	1～3年生(平成29年4月1日時点)
貸付人員	15名
貸付月額	15万円
貸付期間	正規の修業期間を経過するまでの期間(通常6年間)
貸付方法	貸付決定後、本人名義の預金口座に、毎月25日を目安に振り込みます。 (*振込日は予定ですので、変更となる場合があります。)
返還免除	医師免許取得後、貸与期間の1.5倍に相当する期間、県内の知事が定める医療機関に勤務したとき
返還の猶予期間	医師免許取得後、最大で4年間 (出産や育児等での休暇、大学院への進学、他県での研修、海外留学などが可能です。)
キャリアアップ支援	各大学での支援のほか、「千葉県地域医療支援センター」の専任医師であるキャリアコーディネータが、医師としてのキャリアアップを支援します。 また、専門医の取得などが図れるよう配慮していきます。
その他	地域医療セミナー、意見交換会、定期的な面談等の開催を予定しています。

II. 制度詳細

1 返還の免除要件

大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得し、修学資金の貸付期間の1.5倍の期間（以下、義務年限（※1）といいます。）に4年を加えた期間（※2）を経過する日までに、以下①又は②の要件を満たした場合に、返還を免除します。

- ① 義務年限の間、県内において初期臨床研修を受け（※3）、かつ、知事が定める病院又は診療所（特定病院等）（※4）において医師の業務に従事したとき。
- ② 義務年限の間、知事が定める病院又は診療所（特定病院等）（※4）において、医師の業務（初期臨床研修の期間を除く。）に、従事したとき。

（※1） 義務年限について

1年生から6年生まで貸付けを受けた場合、義務年限は9年間となります。

（※2） 「4年を加えた期間」について

医師免許取得後、最大で4年間、出産や育児等による休暇、大学院博士課程への進学、他県での研修、海外留学などにより、勤務を休止することができます。

（※3） 初期臨床研修について

県内で初期臨床研修を実施する場合は、義務年限に算定されます。

県内で実施しようとする場合には、マッチングで県内の基幹型臨床研修病院を選択してください。

平成29年4月現在、県内には基幹型臨床研修病院が37病院あります。

○ 県内の基幹型臨床研修病院

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター	順天堂大学医学部附属浦安病院
千葉大学医学部附属病院	国保松戸市立病院
千葉県立病院群（千葉県がんセンター）	社会医療法人社団木下会千葉西総合病院
千葉市立青葉病院	医療法人社団誠馨会新東京病院
千葉市立海浜病院	医療法人財団明理会新松戸中央総合病院
医療法人社団誠馨会千葉メディカルセンター	医療法人社団蛸水会名戸ヶ谷病院
医療法人社団誠馨会千葉中央メディカルセンター	東京慈恵会医科大学附属柏病院
社会福祉法人恩賜財団済生会千葉県済生会習志野病院	医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院
医療法人社団愛友会津田沼中央総合病院	医療法人社団圭春会小張総合病院
医療法人社団保健会谷津保健病院	成田赤十字病院
東京女子医科大学附属八千代医療センター	聖隷佐倉市民病院
船橋市立医療センター	東邦大学医療センター佐倉病院
医療法人沖縄徳洲会千葉徳洲会病院	日本医科大学千葉北総病院
社会保険船橋中央病院	総合病院国保旭中央病院
社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会船橋二和病院	医療法人鉄蕉会亀田総合病院
独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院	国保直営総合病院君津中央病院
東京歯科大学市川総合病院	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院
医療法人財団明理会行徳総合病院	帝京大学医ちば総合医療センター
	東京ベイ浦安市川医療センター

(※4) 知事が定める病院又は診療所（特定病院等）について

初期臨床研修後の義務年限中に、以下の ア. 及び イ. の病院で勤務します。
 （今後、変更となる場合があります。）

ア. 「地域の病院」

義務年限中に少なくとも3年間勤務します。学士編入者（貸付期間4年間）の場合は、2年間とします。県が定める「地域の病院」のリストから、ご本人の希望と病院側のニーズを踏まえて、就業先を決定します。なお、「地域の病院」は、医療需要や病院の実情、あるいは本人のキャリアアップを考慮し、適宜検討することとします。

○ 「地域の病院」（22病院・平成29年4月時点）

千葉地区	千葉市桜木園	山武 長生 夷隅 地区	大網白里市立国保大網病院
東葛南部 地区	市川市リハビリテーション病院		さんむ医療センター
	船橋市立リハビリテーション病院		東陽病院
東葛北部 地区	柏市立柏病院		公立長生病院
	松戸市立福祉医療センター東松戸病院		いすみ医療センター
香取海 地区	千葉県立佐原病院	安房地区	東千葉メディカルセンター（開設後）
	国保多古中央病院		鋸南町国民健康保険鋸南病院
	国民健康保険小見川総合病院		南房総市立富山国保病院
	東庄町国民健康保険東庄病院	君津地区	鴨川市立国保病院
	銚子市立病院		国保直営君津中央病院大佐和分院
	国保匝瑳市民病院		市原地区

イ. 後期研修プログラムを有する県内病院

「地域の病院」での勤務期間以外の義務年限中は、専門医を取得するなどのキャリアアップを図るため、後期研修プログラムを有する県内病院から勤務先を選択できます。

★義務年限中における勤務の例★

以下は、海外留学、出産・育児期間などの猶予期間（最大4年間）を含まず、卒後から連続的に勤務した場合を例にしたものです。

義務年限9年間（貸付期間6年間の場合）

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
県内初期臨床研修		①後期研修（4年間） + ②「地域の病院」（3年間）						

2 貸付けの決定の取り消し

- (1) 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付けの決定を取り消すものとします。
この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行いません。
- ① 死亡したとき。
 - ② 退学したとき。
 - ③ 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
 - ④ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - ⑤ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。
- (2) 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行いません。
- (3) 借受人が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留します。

3 返還

次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を、一括で返還しなければなりません。

- (1) 貸付期間が満了したとき。(返還免除要件を満たす見込みである場合は除きます。)
- (2) 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (3) 知事が定める病院での勤務による返還の免除を受ける前に、死亡したとき。
- (4) 知事が定める病院での勤務による返還の免除を受けることができないと確定したとき。

【参考】返還の免除について(条例8条)

医師の業務に従事する期間又は初期臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき返還免除されます。

また、借受人が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部することがあります。

4 延滞利子

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければなりません。やむを得ない事由があると千葉県知事が認めるときには、延滞利子を減免する場合があります。

5 返還の猶予

以下のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予します。

- (1) 修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (2) 知事が定める病院での勤務により、返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- (3) 災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。